

町田市の学校用務業務について

1. 学校用務業務の内容はどのようなものでしょうか。

学校敷地内外の清掃等環境整備、施設・備品等の修繕、樹木剪定などの安全維持作業や、学校行事に係る作業、来校者への対応などです。

2. なぜ業務委託を見直したのでしょうか。

さまざまな環境変化の中において、「効率的な業務体制の運営」及び「さらにより安全で安心な学校施設の環境整備を行うこと」を目指して検討を行った結果、業務委託の見直しを行いました。

3. 委託と直営で変わる部分は何ですか。

業務内容に大きな変更はありません。
直営校は、会計年度任用職員1名体制（1日6時間、月20日勤務）となります。
また、年1～2回の大がかりな業務（窓ガラス清掃、床面清掃とワックス塗布、草刈作業）について、外部業者に業務委託します。

4. 1名体制になることで業務内容は低下しないでしょうか。

学校勤務の用務職員は、基本的な清掃、簡易修繕等を中心に作業を行います。
1名でできない作業については、各地区のブロック長、班長が作業計画を立て、用務職員が複数名で作業にあたります。
また、学校勤務の用務職員の不在時に緊急の事案が発生した場合は、班長、ブロック長等が連携して対応を行います。